

遺贈寄付制度のご案内

明治学院は、学院創立以来、多くの卒業生を輩出してきました。同時に多くの方々からのご寄付により支えられてきたことを改めて感謝いたします。

近年、慣習にとらわれず、ご自身の自由な志や願望を実現するために「遺贈」を利用される方が増加しつつあります。

「遺贈」とは、遺言によって無償で財産の全て、または一部を贈与することです。

明治学院では、このような制度を利用し、本学の発展に貢献したいとお考えの方々のご意向に添えるよう、信託銀行との提携による、「遺贈寄付制度」を導入いたしました。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、本学法人事務室募金課までご連絡ください。ご相談を承り、提携信託銀行のご紹介などご支援させていただきます。

ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

遺贈寄付の流れ

